



平成 26 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパン
代表者名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎
(コード番号：6051)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 浜 崎 義 樹
(TEL. 03-3796-1120)

臨時株主総会の開催および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 16 日開催の取締役会において、平成 26 年 9 月 19 日付公表の「単独株式移転による持株会社設立に関するお知らせ」に記載の株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に関する株式移転計画および定款の一部変更をご承認いただくための臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の日時・場所および付議議案

(1) 臨時株主総会の日時・場所

日時：平成 26 年 11 月 25 日（火）午前 10 時

場所：東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号

青山ビル 当社 12 階会議室

(2) 臨時株主総会の付議議案

第一号議案 株式移転による完全親会社設立の件

第二号議案 定款一部変更の件

2. 定款変更の目的

① 本店所在地の変更

当社は、現行定款第 3 条に定める本店所在地を東京都港区に置いておりますが、業務の特質、業務上の利便性等の観点から、本店所在地を東京都千代田区へ変更することといたしました（以下「本店所在地変更に係る定款変更」といいます。）。

なお、本店所在地変更に係る定款変更は、本臨時株主総会において当該定款変更議案が承認されることを条件に、平成 27 年 2 月 2 日に効力を生じるものといたします。

② 定時株主総会の議決権の基準日の削除

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条に定時株主総会の議決権の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転による完全親会社設立の件に関する議案（以下「本株式移転議案」といいます。）が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。このため、定時株主総会の議決権の基準日制度は廃止し、現行定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります（以下「基準日削除に係る定款変更」といい、本店所在地変更に係る定款変更と併せて「本定款変更」といいます。）。

なお、基準日削除に係る定款変更は、本臨時株主総会において本株式移転議案および当該定款変更議案が承認されること、平成27年2月1日までに本株式移転の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件として、平成27年2月2日にその効力を生じるものといたします。

3. 定款変更の内容

本定款変更の内容は、下記のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
（定時株主総会の基準日） 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	（削除）
第 <u>13</u> 条～第 <u>39</u> 条 （条文省略）	第 <u>12</u> 条～第 <u>38</u> 条 （現行どおり）

4. 日程

臨時株主総会開催日（予定） 平成26年11月25日（火）

定款変更の効力発生日（予定） 平成27年2月2日（月）

以 上